

平成16年10月1日実施

家庭ごみ有料化に係る資料

江別市生活環境部環境室

家庭ごみ有料化導入に係る経過と今後の予定

年月日	審議会・議会	市民対応
平成 6 年	市議会一般質問で、広く市民の意見や協力を得る中で研究していくと答弁。	
平成 6 年	市議会一般質問で、現時点では、有料化を指向するかどうかを判断する段階ではないと答弁。	
平成 10 年	市議会一般質問で、今後検討していくと答弁。	
平成 12 年 8 月	将来的なごみ減量化の指針とするため、「江別市ごみ減量化基本方針」の策定について審議会に諮問。	
平成 13 年 3 月	審議会から「江別市ごみ減量化基本方針」の策定について答申。 ごみ処理費用負担のあり方を検討することを明示。	
平成 13 年 6 月	「江別市ごみ処理基本計画」の見直しについて審議会に諮問。	
平成 14 年 1 月	審議会で、当面の課題事項として「ごみ処理費用の負担のあり方」について検討し、家庭ごみ有料化について審議。	
平成 14 年 5 月	審議会から「江別市ごみ処理基本計画」の見直しについて答申。計画に家庭ごみ有料化の導入について記述。	
平成 14 年 9 月	市議会一般質問で、様々な角度からの論議、検討が必要であると答弁。	
平成 15 年 3 月	市議会一般質問で、今後、審議会を始め市民並びに関係機関・団体等の意見を十分聞きながら対応していくと答弁。	
平成 15 年 7 月	審議会へ家庭ごみ有料化の導入について諮問。	
平成 15 年 8 月		各種団体との意見交換会を開始。
平成 15 年 9 月		ごみ減量アンケートを実施。 設問に有料化の項目を設定。

年月日	審議会・議会	市民対応
平成15年10月	審議会から家庭ごみ有料化を導入することは避けられない状況にある旨の中間答申。	
平成15年10月		市内10ヶ所で家庭ごみ有料化意見交換会を実施。
平成15年11月	審議会から家庭ごみの有料化の目的、方法等について最終答申。	
平成15年12月	有料化実施計画を策定し、議会に条例改正案を提出。	
平成15年12月	有料化実施条例改正案が可決。	
平成16年3月	有料化実施関連予算の議決	
平成16年4月		実施に係る広報・啓発活動開始 指定ごみ袋製造発注
平成16年5月		実施に係る市民説明会開催（自治会単位で200回程度）
平成16年6月		指定ごみ袋等取扱店登録申請受付
平成16年7月		指定ごみ袋等取扱店決定
平成16年9月		指定袋見本を全戸配布
平成16年10月		家庭ごみ有料化スタート

審議会への諮問について

1 諮問年月日

平成15年7月24日

2 諮問の趣旨

江別市は、循環型社会の形成に向けたごみ減量化施策を推進するため、貴審議会のご尽力のもと、平成13年3月に「江別市ごみ減量化基本方針」の答申及びこれを受けて、平成14年5月に「江別市ごみ処理基本計画～見直し」の答申をいただき、その計画の具現化に一層努めていかなければならないところであります。

中でも、減量化のための重点施策の一つに示されております、コスト管理の適正化の観点から、「家庭ごみ有料化」の導入について、具体的に検討をすべき状況に至っていると考えられることから、今後の基本的方向及び導入方法等についてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

3 中間答申年月日

平成15年10月1日

4 中間答申の趣旨

江別市廃棄物減量等推進審議会は、平成15年7月24日付で諮問のありました、家庭ごみの有料化につきまして、循環型社会の実現に向けて審議を行って参りましたが、ごみ減量化の推進、負担の公平化、処理費用の削減等の観点から、江別市において家庭ごみの有料化を導入することは避けられない状況にあることを認識し、今後の審議会においては、現状と課題を踏まえ、具体的な手法等について審議することになりますので、ここに中間答申いたします。

5 最終答申年月日

平成15年11月13日

6 最終答申の趣旨

家庭ごみの有料化は、排出者である市民から、ごみ処理費用の一部を手数料とし

て負担を求めるもので、ごみの減量、リサイクルの推進並びに負担の公平化などを主目的としており、実施によってごみ排出者の責任がより明確となるほか、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの総体的な抑制が図られることを期待するものである。

有料化の実施にあたっては、市民や関係団体等の意見を踏まえたうえで、実施計画を定め、時期については、市民への周知期間を考慮するとともに、冬季間及び転出入の多い時期は極力避けることや試行を検討するなど、円滑に実施できるように留意し、妥当な時期を設定すべきである。

江別市が家庭ごみの有料化を導入するにあたっては、なお一層、市民の理解と協力を得ることが求められ、循環型社会の実現を図る観点から、現状における問題点や課題の整理・解決に努めるとともに、次に掲げる施策を合わせて推進することが必要であるとの結論に至ったので、最終答申に係る付帯意見としたので配慮されたい。

ごみの減量化及びリサイクルの推進について

不法投棄及び不適正排出対策について

環境教育及び意識啓発事業の推進について

家庭ごみ有料化の目的

1 有料化の背景

近年の社会状況、経済構造の変化に伴い、市民の消費に対する意識や生活様式も変わり、結果として、ごみの排出量が増え、その質も多様化してきている。

各自治体においては、増加するごみの適正処理事業とともに、良好な環境の保全を図るために、新たな施設整備や施策の展開が必要となり、今日の厳しい財政状況と見通しを含め、今後の大きな課題となっている。

江別市においても、循環型社会を見据えて、徹底したごみの減量化が必要となっており、分別収集など各種リサイクル事業の展開により、徐々にその成果が表れつつあるが、総体的な排出量の抑制という点から考えると、将来的にはなお多くの課題を呈していると言える。

このようなことから、江別市廃棄物減量等推進審議会においては、市長の諮問に応じて、平成 13 年 3 月に「減量化基本方針」の策定、平成 14 年 5 月に「江別市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行ってきたところでありますが、当該計画の中でも、基本理念である「循環型社会」の形成を目指して、ごみの減量化・資源化を推進していくためには、生産、流通、消費の全ての段階で、ごみの発生を抑制することを基本とし、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれにパートナーシップのもと、コスト負担と責任主体としての役割を果たすことが不可欠であることが強調されているところである。

こうした社会的状況の中で、平成 15 年 7 月、当審議会に対し「家庭ごみの有料化」について諮問を行ったところ、同年 10 月、今後、有料化については避けては通れない旨の中間答申、そして 11 月には、実施手法などを盛り込んだ最終答申を受けたところである。

江別市としては、答申に基づいた具体的な実施計画を次のとおり策定し、必要な手続を経て、家庭ごみの有料化を実施しようとするものであり、これを契機として、将来展望に立った総合的な減量化施策を推進しようとするものである。

2 有料化の目的

家庭ごみの有料化は、排出者である市民から、ごみ処理費用の一部を手数料として負担を求めるもので、ごみの減量、リサイクルの推進並びに負担の公平化などを主目的としており、実施によってごみ排出者の責任がより明確となるほか、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの総体的な抑制が図られることを期待するものである。

この家庭ごみの有料化によって得られる具体的な成果は、多岐にわたることが見込まれるが、次に掲げる 3 項目が主なものである。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

今日までの使い捨てを中心としたライフスタイルは、環境への影響に対する認識が薄く、ごみもたらす様々な影響を実感しにくい状況となっている。

有料化は、ごみに対して関心を持つ契機となり、できる限りごみにならない製品の選択など、ライフスタイルそのものへの見直しが期待され、さらに、ごみ処理経費の負担を通じて、ごみ処理やリサイクル全般についての関心を引き起こし、環境問題へと関心を高めることができれば、排出抑制や分別の徹底を図ることにつながり、循環型社会形成に向けた原動力となることが期待できる。

(2) 費用負担の公平化

現在、ごみの排出量に関係なく、税により間接的に費用を負担する方式は、ごみの減量やリサイクルへの努力に関わらず、同じ費用負担であり、経済的にはリサイクルへの努力が報われない状況となっているが、減量化のための各種施策を講じても、全ての市民が同様の意識を持って取り組んでいくことは難しいのが現実であり、このまま推移した場合、意識の有る人と無い人との差は拡大し、総体的なごみの減量化目標の達成は困難と思われる。

こうしたことから、排出量に応じて費用負担額が増減するシステムは、各自のごみの減量に対する努力が反映され、公平な費用負担とごみ減量化を図ることにつながるものと考えられる。

(3) 適正処理費用の確保

減量やリサイクルに主眼をおいた、効率的なごみ処理システムへの転換を図るためには、発生（事業者）・排出（市民）・処理（行政）の3者が、それぞれ、ごみの減量やリサイクルに責任を持ち、役割分担とコスト負担を明確にした協力関係を確立する必要がある。

ごみの有料化は、ごみ出しのルールをきちんと守るという意識と、ごみの処理・資源化に係る費用を負担しているという認識のもとに、排出者責任の実現につながるものと考えられる。

また、ごみの有料化によって、今後も継続的に負担していかなければならない、ごみの処理に要する経費の一部に充てることができるばかりでなく、効果的にごみの減量とリサイクルが進むことにより、ごみの処理に要する経費全体の節減も可能と思われる。

家庭ごみ有料化の方法

1 有料化の範囲

燃やせるごみ	有料	
燃やせないごみ	有料	
資源物	無料	(全ての市民に、ごみの減量やリサイクルの推進に対する意識改革を促し、ごみの排出抑制、分別の徹底やリサイクルを実践する方向に導くため)
危険ごみ	無料	(蛍光管やスプレー缶などの、水銀含有物、火気厳禁物を対象とし、特に、蛍光管は壊して排出される恐れがあることから、この分別を徹底し、適正に処理するため)
公共ごみ	無料	(地域における一斉清掃等、ボランティア活動により収集されたごみについて、地域活動を促進し支援するため)

2 手数料の負担方法

- 指定袋制(均一従量制)
- ごみ処理券(シール)制

3 手数料の徴収方法

定められた単価(手数料)の指定袋及びごみ処理券(シール)を、市民が市内の登録した取扱店において購入し、取扱店は販売による手数料(販売売上金)を市に納入する方法
指定袋及びごみ処理券(シール)を市民が容易に購入することができるよう、市内各地域の小売店やスーパー、コンビニエンスストアなど、できる限り多くの取扱店の登録を確保する。

- ・ 市内において一定の要件を満たす小売店等を対象に公募し、申請書に基づいて審査のうえ、指定ごみ袋及びごみ処理券(シール)の取扱店として決定し、登録
- ・ 登録後においては、取扱店である旨を表示し、取扱店一覧により市民に周知
取扱店においては、指定ごみ袋及びごみ処理券(シール)の取扱者を定めるものとし、交付業務及びごみ処理手数料の収納事務を委託する。

取扱店に対し、1ヶ月間のごみ処理手数料徴収額の実績に基づき、一定額を取扱手数料として支払う。

4 指定ごみ袋の単価

燃やせるごみ・燃やせないごみ	1リットルにつき2円
40リットル	80円

30リットル 60円

20リットル 40円

10リットル 20円

5 ごみ処理券（シール）の単価

最大の辺又は径が50センチメートル以下のもの及び最大の辺又は径が50センチメートルを超え1メートル以下のもの 80円

長さが1m以下の剪定木等を径が50センチメートル以下の束にしたもの 80円

最大の辺又は径が50センチメートルを超え1メートル以下のもの 160円

最大の辺又は径が1メートルを超えるもので市長が別に定めるもの 240円

6 指定ごみ袋の仕様

燃やせるごみや燃やせないごみの区分、公共用が識別できる色やデザインとする。

- ・ 視覚障害者も容易に識別できるよう配慮
- ・ 環境に配慮した高密度ポリエチレン製
- ・ 簡単に破れない厚さとすることから、0.03mm以上
- ・ ごみの減量に対する意識を啓発する文面及び指定袋マークなどを印刷
- ・ 袋の口を縛ったり、持ち運びやすいようなデザイン

無料の扱いの資源物及び危険ごみを排出する際に使用する袋については、透明又は半透明の市販されている袋、レジ袋等とする。

公共ごみは、専用ごみ袋により排出するものとする。なお、専用ごみ袋は、各自治会に配布・管理を依頼する。

7 手数料の減免措置について

家庭ごみの有料化は、市民にとって直接的には新たな負担となり、しかも、受益者の全てを対象としていることから、「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」第34条の規定を適用し、次の事項に対する配慮を行うものとする。

生活保護法の規定により生活扶助を受けているもの

災害その他の事故により手数料の納付が著しく困難と認められたもの

のほか、特別の事由があると認められたもの

8 有料化の実施時期について

有料化の実施時期は、平成16年10月1日とする。

家庭ごみ有料化による収支見込

区 分		平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
歳入（手数料収入）		149,626 千円	323,053 千円
歳出	導入経費	9,200 千円	
	運用システム導入経費	4,500 千円	
	導入啓発経費	4,700 千円	
	運用経費	55,565 千円	107,825 千円
	指定袋・ごみ処理券作製費	30,100 千円	50,200 千円
	指定袋等保管・搬送経費	6,500 千円	16,800 千円
	手数料収納・指定袋交付委託費	16,000 千円	32,000 千円
	システム保守・運用経費	700 千円	1,400 千円
	手数料徴収事務費	2,265 千円	7,425 千円
	関連事業費	20,490 千円	5,010 千円
	過剰包装抑制事業	635 千円	635 千円
	生ごみ堆肥化支援事業（拡大分）	1,097 千円	1,097 千円
	不法投棄・不適正排出に対する指導	14,566 千円	
	ごみに関する意識高揚と教育機会の拡充	1,088 千円	174 千円
	広報・啓発事業	3,104 千円	3,104 千円
	合計	85,255 千円	112,835 千円

家庭ごみ有料化単価の算出

家庭系可燃・不燃ごみ搬入量	32,538トン
家庭系可燃・不燃に係るごみ処理経費	1,296,375千円
10kg当たり原価(収集・焼却・埋立)	398円
40リットル(6kg)換算原価	239円
市民負担率	1/3
設定単価	80円
1世帯当たり月負担額(減量化なし)	697円
同上 (減量化25%)	523円

家庭ごみ有料化による効果(平成16年度分)

区分	有料化導入前	有料化導入後 (6ヶ月)	有料化導入後 (12ヶ月)	備考
可燃	24,934トン	22,072トン	18,701トン	25%減
不燃	7,604トン	6,706トン	5,703トン	25%減
資源物	781トン	1,082トン	1,432トン	83%増
合計	33,319トン	29,860トン	25,836トン	22%減
集団資源回収	6,931トン	9,638トン	12,787トン	85%増

家庭ごみ有料化に合わせて実施する施策事業

- 1 不法投棄・不適正排出に対する指導強化
 - 地域監視・指導体制の確立
 - 市監視体制の強化
 - マンション・アパート対策
 - 公園・道路・河川等の不法投棄対策
 - 不適正排出者に対する過料の措置
 - 不法投棄防止啓発

- 2 減量・資源化事業の拡充
 - ダンボール式堆肥化容器等の普及促進
 - 生ごみ処理の研究
 - 集団資源回収事業の拡充

- 3 団体等の実践活動への支援
 - 消費者・事業者活動の促進と支援
 - 団体活動への支援

- 4 ごみに関する意識高揚と教育機会の拡充
 - 小学校副読本等による学習機会の拡充
 - イベント開催・施設見学の拡充

- 5 広報・啓発事業の拡充
 - 啓発資材の充実
 - 情報提供の充実